



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 荏原製作所
代表者名 代表取締役社長 前田 東一
(コード番号6361 東証第1部)
問合せ先 ガバナンス推進統括部長 細田 修吾
(電話 03-3743-6111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 6 月 24 日に開催予定の第 150 期定時株主総会（以下、「本株主総会」）に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は平成 27 年 4 月 13 日付けの「指名委員会等設置会社への移行及び役員の変動に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、本株主総会にて承認されることを条件にコーポレートガバナンス体制の更なる強化の一環として、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行いたします。これに伴い、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会や執行役に関する規定の新設並びに監査役、監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。
- (2) 新たなコーポレートガバナンス体制の中で、取締役及び執行役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除できる旨の規定として定款第 28 条第 1 項と第 33 条を新設するものです。
なお、定款第 28 条第 1 項と第 33 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても責任範囲を明確にし、職責を十分に果たすための一助として、責任限定契約を締結することができる旨の規定として現行定款第 29 条の変更を行うものです。
なお、現行定款第 29 条の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の規定を新設し、これに伴い、当該規定と重複することになる現行定款第 7 条及び第 42 条を削除するものです。なお、本改正は、株主総会による剰余金の配当の決定権限を排除するものではありません。
- (5) 以上の変更に伴い、現行定款の各規定の条数を整備するものです。

2. 定款変更の内容

定款変更の具体的な内容については、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 6 月 24 日(水)
定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 6 月 24 日(水)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 7 条 <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 10 条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (条文省略)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続き及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></p> <p>(3) <u>執行役</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 7 条～第 9 条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役</u>が定め、これを公告する。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続き及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役</u>において定める株式取扱規則による。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略) (招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 (条文省略) (員数)</p> <p>第21条 当社の取締役は、<u>1 2</u>名以内とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>株主総会</u>の決議によって定める。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>前項の報酬には、取締役が使用人を兼ねる場合に受ける使用人給与は含まない。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり) (招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (現行どおり) (員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>1 5</u>名以内とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>報酬委員会</u>の決議によって定める。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役その他の定め)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役中より会長及び社長各1名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって執行役員を相当数置くことができる。</p> <p>4 取締役会は、その決議によって相談役を若干名置くことができる。</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に對して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会長)</p> <p>第25条 (削除)</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役中より会長1名を定めることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p align="center"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p>	(削除)
<p><u>(選任方法)</u></p>	(削除)
<p>第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	
<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(員数)</u></p>	(削除)
<p>第31条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	(削除)
<p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</u></p>	(削除)
<p>第33条 <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削除)
<p>第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削除)
<p>第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削除)
<p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	<u>第 5 章 執行役</u>
(新設)	<p><u>(選任方法)</u> <u>第29条 執行役は、取締役会において選任する。</u></p>
(新設)	<p><u>(任期)</u> <u>第30条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u></p>
(新設)	<p><u>(報酬等)</u> <u>第31条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。</u></p>
(新設)	<p><u>(代表執行役及び執行役社長)</u> <u>第32条 取締役会は、その決議によって執行役中より代表執行役を選定する。</u> <u>2 取締役会は、その決議によって執行役社長1名を選定する。ただし、執行役社長は代表執行役でなければならない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(<u>執行役の責任免除</u>)</p> <p>第33条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によつて免除することができる。</u></p> <p>第 6 章 <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></p> <p>(<u>選定方法</u>)</p> <p>第34条 <u>取締役会は、その決議によつて取締役中より指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員を選定する。</u></p> <p>(<u>委員会規則等</u>)</p> <p>第35条 <u>各委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める各委員会規則等による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第43条 (条文省略)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第38条</u> 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第39条 (現行どおり)</p>